

平成 28 年 4 月 12 日

地下街等地下空間利用施設の安全対策等 に関する実態調査 〈結果に基づく勧告〉

総務省では、地下街等地下空間利用施設における利用者の安全確保を図る観点から、地下空間におけるネットワークの形成状況やネットワークにおける災害発生時の安全対策の実態を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

評価監視官（復興、国土交通担当）

担 当：安武

電話（直通）：03-5253-5455

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査の結果に基づく勧告（概要）

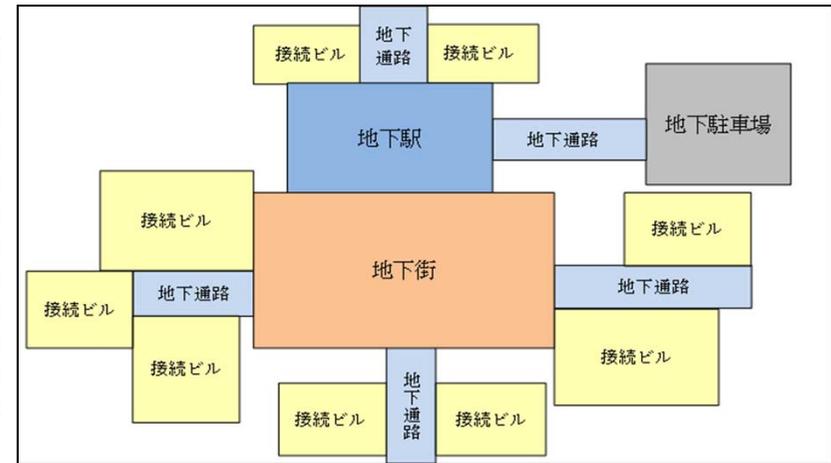
報告日：平成28年4月12日
 勧告先：総務省、国土交通省

背景等

- ・ 地下街が、地下駅、ビル地階、地下通路、地下駐車場等と接続した地下空間利用施設のネットワーク化が進行（地下空間ネットワーク）
- ・ 地下空間ネットワーク内の施設において火災や浸水が発生し、その影響が広範囲に及んでいる例あり

⇒ 地下空間ネットワークを構成する各施設の管理者の連携による、利用者の安全確保対策が重要
 地下空間ネットワーク（14ネットワーク139施設）における火災及び浸水に係る利用者の安全確保対策の実態について調査

地下空間ネットワークのイメージ



調査事項

調査の結果

主な勧告

施設管理者間の連携体制

・ 必要な施設管理者が協議会（※）に参加しておらず、浸水対策に支障のあるものあり

連絡体制の整備

・ 緊急時において連絡完了までに時間を要したなど、課題のあった火災・浸水対策に係る連絡体制を見直したものあり

避難対策の実施

・ 浸水対策に係るネットワークとしての避難訓練の実施は少数

安全設備の整備・運用

・ 止水板の設置が必要な出入口に止水板が未設置等、連携した浸水対策に支障のあるものあり

水防法に基づく安全対策

・ 施設管理者による避難確保・浸水防止計画の作成は低調

市町村に対し、

- 浸水対策に係る協議会への構成員の確保、連絡体制の検証・見直し等についての一層の働きかけや情報提供を行うよう助言
- 火災対策に係る連絡体制の見直し例等に関する情報提供
- 施設管理者による止水板等の連携した設置・運用に関するより具体的な情報提供を行うよう助言
- 施設管理者による計画作成促進に向けた助言

※ 14地下空間ネットワークには、施設管理者を構成員とする協議会が延べ25設置

1 地下空間ネットワークとしての安全対策の推進

調査結果

施設管理者間の連携体制

(結果報告書p27～p30)

- 地下空間ネットワークを構成する一部の施設管理者が協議会に参加しておらず、浸水対策に支障のある例あり

例：施設管理者が参加していない施設の地上出入口等の状況の把握が困難

連絡体制の整備

(結果報告書p30～p34)

- 浸水のおそれのある地下空間ネットワークを構成する一部の施設管理者が緊急連絡網に不参加の例あり(3施設)

⇒ 不参加の理由は、緊急連絡網への参加の打診なし等

- 緊急時において連絡完了までに時間を要した等、課題のあった連絡体制を見直した例あり(3事例)

例1：大雨等を想定した訓練において連絡完了までに約1時間を要した連絡体制について、一斉送信できるFAX設備を導入し、約15分に短縮

例2：火災発生時において連絡担当者が連絡設備の使用方法に慣れていなかったことなどから、一部の施設管理者への連絡が火災鎮火後となった連絡体制について、通報テストの徹底や連絡のバックアップ体制を構築

避難対策の実施

(結果報告書p34～p38)

- 浸水対策に係るネットワークとしての避難訓練の実施は少数

⇒ 協議会では、施設管理者間の調整に苦慮しており、地方公共団体の支援等を求める意見あり

勧告

(結果報告書p38～39)

- 市町村に対し、協議会等への一層の働きかけや情報提供を行うよう助言
 - ・ 協議会の必要な構成員の確保
 - ・ 情報伝達訓練の結果等の検証を踏まえた連絡体制の必要な見直し
 - ・ 連携した効果的な避難訓練等の実施(国土交通省)
 - 市町村に対し、訓練の結果等を踏まえ、連絡体制を見直した例などの取組に関する情報提供
- (総務省)

2 地下街等の安全対策に関する設備の整備・運用

調査結果

(結果報告書p74～p75)

- 止水板の設置が必要な出入口に止水板が未設置等、連携した浸水対策に支障のある例あり(6施設)

例1：地下駅の複数の出入口のうち、接続ビルの管理者が管理するものには、必要な止水板が一部未設置。地下駅へ浸水の影響が及ぶおそれのあるもの

例2：止水板の設置を担当する職員が少ない等、体制面の課題から止水板の設置に時間を要するおそれのあるもの

勧告

(結果報告書p75)

- 市町村に対し、施設管理者への止水板等の連携した設置・運用に関するより具体的な情報提供を行うよう助言
(国土交通省)

3 法令に基づく地下街等の安全対策の実施

調査結果

(結果報告書p83～p87)

- 水防法に基づく、施設管理者による避難確保・浸水防止計画の作成は低調

⇒ 避難確保・浸水防止計画作成済み43% (467/1,084施設。平成26年度末時点。国土交通省調査)

※ 浸水防止計画については、平成25年の水防法改正で新たに作成が義務付けられたもの

⇒ 作成の必要性を未承知等、計画作成に対する認識が不十分なものあり

勧告

(結果報告書p87)

- 市町村に対し、施設管理者による計画作成促進に向けた助言
(国土交通省)